
[た よ り]

常任理事会だより

山川智之*

本稿では、前号で報告後平成16年3月26日、4月23日、5月16日、6月25日の4回開催された常任理事会の内容のうち主なものをお伝えします。

1. 会費の見直し

通常総会のご報告にもあります通り、今回本会の会費の見直しを提案させていただき総会でご承認を得ました。これは昨年度の総会で会員施設の実情と会費の整合性に問題があるのではないかとのご指摘をふまえて検討を行ったものです。昨年9月に施設現況調査をさせていただき今後の医会の財務状況も検討した上で、A会員では区分を細分化し若干の値下げを行い、旧C会員は旧B会員と統合しました。旧C会員については年間2,000円から10,000円と値上げになりますが、医会雑誌の一人当たり単価は10,165円であったことを根拠に設定させていただきました。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 肝炎感染防止緊急勧告

前号の常任理事会だよりでお知らせした通り、ウイルス性肝炎の集団感染防止対策を徹底することを内容とした緊急勧告を平成16年3月31日付で、内藤秀宗日本透析医学会前理事長と山崎日本透析医会会長の連名で透析各施設に告知いたしました。

平成15年8月に発生した熊本県の透析施設におけるB型肝炎ウイルスの集団発生事故は、本号の報告にもあるように回路から共通に使用される薬剤の関与を強く疑うものでした。また透析医学会の統計調査において、C型肝炎ウイルス陽性率は年間2.2%という高値を示し、その一方で約半数の施設では新規抗体陽性率は0で、感染防止対策に施設間格差があることを疑わせる結果でありました。これを踏まえ、緊急勧告の中で共通使用薬剤のウイルス汚染防止（シリンジ製剤の使用、共通溶解液の使用禁止、注射薬剤を準備する場所の隔離など）、定期的な検査によるウイルス性肝炎患者の把握、ベッド固定など重点防止対策としてあげました。

なお、この勧告は4月上旬に一部新聞において大きく取り上げられました。勧告の中には保険適応上の問題や施設の状況などで実行が難しい項目もあることは承知しておりますが、透析における集団感染の社会的影響が大きいものであることに鑑み、十分な対策を講じられることをお願い申し上げます。

* 日本透析医会常務理事

3. 立ち入り検査

3月10日に厚生労働省健康局疾病対策課による透析医会の立ち入り検査がありました。改善勧告に及ぶ指摘事項はありませんでしたが、指導事項がいくつかありました。その内容は、①特定公益増進法人の条件として公募による研究助成事業が必要であること、②研究助成事業は研究課題の具体的内容についての助成であるべきであり、学会等の趣意書等でその点が明確に示される必要があること、③マニュアルの代金が主である雑収入が多額であり、収益事業とみなされる可能性があり問題がある、などでありました。

4. 学術公募助成

立ち入り検査の指摘を踏まえて、今年度より日本透析医会として公募助成を行うこととなりました。対象は腎不全医療、特に透析医療を推進するための学術研究とし、助成額は総額300万円（1件100万円：2件、1件50万円：2件）です。詳細は日本透析医会ホームページ（<http://www.touseki-ikai.or.jp/>）に掲載していますので、ご参照の上ふるってご応募ください。

5. 「透析医療における標準的透析操作と院内感染予防マニュアル」

「透析医療における標準的透析操作と院内感染予防マニュアル」の改訂版ができあがりこの度各会員に発送させていただきました。会員の追加送付、非会員の方より販売の希望がありますが、立ち入り検査の項で述べた通り、本会の性格上マニュアルを販売することができません。マニュアルの内容については、これまで発行したものを含め日本透析医会のホームページに掲載しますのでそちらをご参照ください。

6. 顧問の設置

透析医療を取り巻く厳しい環境の中、経営上の問題や診療上の事故、医事紛争について会員が気軽に相談できる顧問を医会として配置することを提案させていただき、先の通常総会においてご承認いただきました。顧問は2名で、経営・経理問題担当が（株）医療経営戦略研究所の櫻堂渉氏、医事紛争・訴訟担当が後藤・太田・立岡法律事務所の立岡亘氏です。各顧問の詳しいご紹介、相談方法などにつきましては、日本透析医会のホームページでお知らせいたします。